

鳥取県告示第200号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 捕獲等を禁止する対象狩猟鳥獣の種類 ツキノワグマ
- 2 捕獲等を禁止する区域 鳥取県全域
- 3 捕獲等を禁止する期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで